

認知症介護研修の受講申込に係る注意事項について

令和7(2025)年2月
高齢対策課地域支援担当

県では、認知症介護の質的向上及び認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、厚生労働省の認知症介護実践者等養成事業実施要綱に基づき、認知症介護研修を実施しています。

当該研修の内、「介護実践者研修」及び「介護実践者リーダー研修」については定員を上回る方々に受講希望をいただいている状況にあります。

両研修とも、受講申込書の記載内容に基づき受講者を決定していますが、「受講目的」や「認知症関係の研修受講履歴」、「過去の申込状況」等の各項目について未記入、もしくは不正確な内容を記入している事例が散見されます。

各事業所におかれましては、受講申込書の提出前に各項目への未記入等がないか十分確認の上、御提出いただきますようお願いいたします。

また、受講決定後、勤務シフトの都合等により受講を辞退する方も一定数いらっしゃいますが、定員超過の状況を踏まえ、受講を辞退することがないよう、事業所内での受講優先度を考慮し、シフト調整の見通しを立てた上でお申し込みいただきますよう、合わせてお願い申し上げます。

なお、「介護実践者リーダー研修」につきましては、令和7年度は実施回数を増やし実施することを予定していることを申し添えます。